

輪島市監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定により、輪島市監査基準に準拠し執行した監査の結果について、同条第9項及び同基準第14条の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和5年3月20日

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 森 正樹

定期監査結果報告

1 監査の種類

財政援助団体等監査

2 監査実施日

令和 5 年 2 月 15 日

3 監査対象

団 体 公益財団法人輪島漆芸美術館 所管課 文化課

団 体 有限会社門前生活環境 所管課 環境対策課

4 監査の着眼点

- (1) 事務事業が法令や条例等に従って適正に行われているか
- (2) 資料等の計数が正確であるか
- (3) 最小の経費で最大の効果を挙げているか
- (4) 能率的な事務処理が行われているか
- (5) 財政的援助等が目的に沿って活用されているか
- (6) 前回監査等での指摘事項、意見に対する措置状況について

5 監査の実施内容

令和 3 年度の財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（令和 4 年度の関連分を含む）について、事前提出された監査資料を当該財政的援助等の目的に沿って行われているか審査し、関係職員から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

監査した令和 3 年度の財政的援助等に係る出納その他の事務（令和 4 年度の関連分を含む）については、概ね適正に執行されていると認められた。

監査対象に対しては、次のとおり改善について検討を求める事項として意見を付す。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。

【輪島漆芸美術館・文化課】

「意 見」

輪島漆芸美術館は漆芸専門の美術館であり、漆芸文化の振興にとって重要な役割を担っている。全国的にみても特殊な漆芸専門の美術館として、市外だけでなく市民を対象とした様々な文化講座、ワークショップ、お出かけ美術館、出前授業、各学校・公民館等教育普及活動、幼稚園・保育所との連携という6項目の多岐にわたって輪島塗や漆芸に接する機会が計画されており、「輪島塗や漆芸に接する機会を提供する」ということに地道に努力していることが見て取れ評価したい。今後も随時 SNS やホームページ等での情報発信を積極的に活用しながら漆芸文化の普及促進に努めていただきたい。

【(有)門前生活環境・環境対策課】

「意 見」

過去5年間の経営状況は毎年度純利益を出しており、健全な経営状況であると考えられる。今後は燃料代の高騰や賃金引上げの動向がある中、費用の増加が見込まれるが、適正な価格転嫁等収益の増加を目指した経営努力をし、引続きこの状況を続けていただくとともに、市民の生活環境の向上に努めていただきたい。